

生活環境影響調査・環境影響評価

● 背景・目的

生活環境影響調査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物処理・リサイクル施設を設置する場合に、施設の種類及び規模並びに処理する一般廃棄物の種類を勘案して大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす恐れがあるものに関してその影響を調査するものです。

環境影響評価は都道府県が定める環境影響評価条例に基づき施設の種類及び規模が条例の規定に該当する場合、施設の設置が環境に及ぼす影響について、その事業の実施前に調査・予測・評価するものです。地域住民から環境保全上の意見を聴き、それを事業計画に反映することにより、公害の防止や自然環境の保全を図る必要があります。

生活環境影響調査が概ね1年程度の期間を要するのに対し、環境影響評価は3年程度の期間を要するため、施設整備スケジュールにおいてこの期間に留意する必要があります。

● 生活環境影響調査の業務構成・ポイント

(1) 施設整備計画の整理

- ・施設の整備内容、公害防止条件の整理

(2) 調査項目の設定

- ・整備内容、建設予定地の状況に応じた調査項目の設定

(3) 現地調査

- ・(2)で定めた項目についての現地調査

(4) 影響調査

- ・現地調査結果を踏まえ、影響評価をする

(5) 市町村の条例に基づく手続き

- ・影響調査結果を告示・縦覧
- ・住民からの意見受付

(1) 施設整備計画の整理

生活環境影響調査の対象となる廃棄物処理・リサイクル施設の整備内容、公害防止条件等を整理します。

(2) 調査項目の設定

整備内容、建設予定地の状況に応じて大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水及びその他の調査項目を設定します。

(3) 現地調査

建設予定地の現況を把握するため(2)調査項目で定めた事項について現地調査を行います。

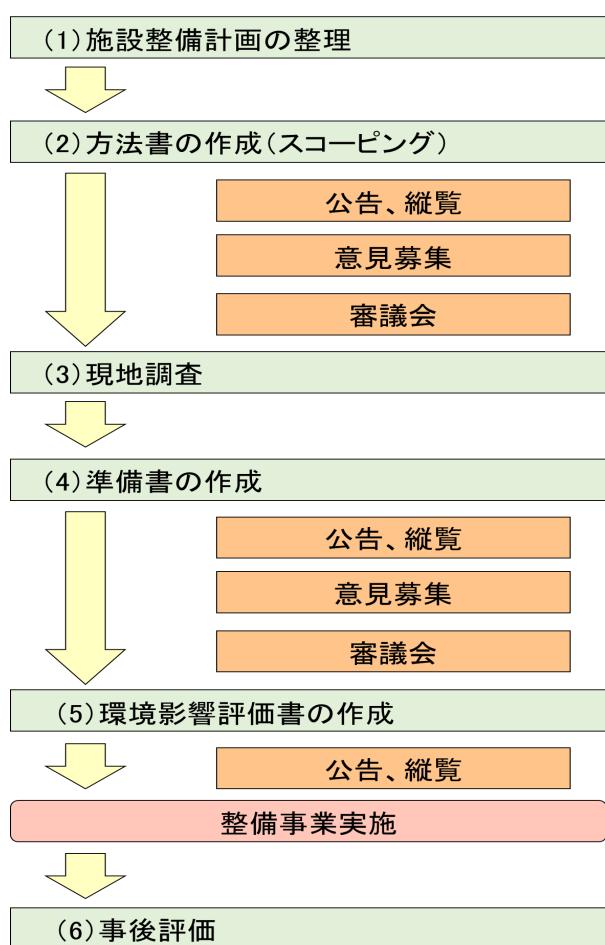
(4) 影響調査

現地調査結果を踏まえ、整備内容、公害防止条件を勘案し地域に与える影響を評価します。

(6) 市町村の条例に基づく手続き

市町村の条例に基づき、生活環境影響調査の告示・縦覧、住民からの意見受付を行い、必要な対応をします。

環境影響調査の業務構成・ポイント



※都道府県によって手順が異なる場合があります。

(1) 施設整備計画の整理

環境影響評価の対象となる廃棄物処理・リサイクル施設の整備内容、公害防止条件等を整理します。

(2) 方法書の作成(スコーピング)

整備内容、建設予定地及び周辺の環境等について調査・予測・評価する項目やその方法を記載した方法書を作成します。住民等の意見を踏まえ、調査・予測・評価項目やその方法を決定します。

(3) 現地調査

建設予定地の現況を把握するため(2)方法書に従い現地調査を行います。

(4) 準備書の作成

方法書への住民等の意見に対する見解、調査・予測・評価の内容、環境保全のための措置、事後調査の計画等について記載した準備書を作成します。

(5) 環境影響評価書の作成

住民等の意見を踏まえ、再度、調査・予測・評価した結果の妥当性を検討し、評価書を作成します。

(6) 事後評価

整備事業完了後、評価書に示した事後調査計画に基づき調査・予測・評価したことについて検証を行います。環境保全のため措置が不十分である場合、追加の保全措置を行います。

